電子証明書発行申請前にお読み下さい

同一法人が複数事業所を抱えており、法人本部等の請求事務担当者が複数事業所分の請求を一ヶ所から行う場合(同一法人が同一敷地内に複数の事業所(事業所番号が異なる)を抱えており、事業所の請求事務担当者が複数事業所分の請求を行う場合を含む。)の電子証明書の取得には、次のことに留意してください。

このようなケースでは、電子証明書の取得には次の2通りの方法が考えられます。 必要に合わせて対応してください。

①「法人ABC会」もしくは「A, B, Cのいずれかの事業所」を代理人として登録、代理人IDで電子証明書を取得する。

この場合の電子証明書の発行費用は、1件分(代理人用)のみとなります。

ただし、請求は必ず代理人を介さなければならなくなり、各事業所の事業所 I Dでは請求に関する 処理(請求/状況照会/請求取下げ/通知文書取得)を行うことは出来なくなります。

請求に関する処理は、代理人IDでのみ行うことが可能です。

注意)仮に代理人として「A事業所」を登録した場合、忘れずに代理請求の委任元として「A事業所」を登録してください。この登録を行わないと、「A事業所」分の請求を行うことが出来ません。



②事業所番号ごとに電子証明書を取得する。

この場合の電子証明書の発行費用は、3件分必要になります。

ただし、請求に関しては、各事業所 I Dで請求に関する処理(請求/状況照会/請求取下げ/通知文書取得)を行うことが出来ます。